

## 福祉車両助成事業廃車の流れ（全 2 ページ）

日本財団の助成車両は使用できる間は使用して頂くのが原則です。

転売、下取り、リース等はできません。

1. 廃車を希望される場合、日本財団車両チームへ「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より 廃車理由、車両の状態（走行距離、修理代金等）をお知らせ下さい。

2. 日本財団の廃車了承後、下記の書類をご提出ください。

(1) 事業年度経過年数により手続きの方法が異なります。（様式はHPよりダウンロード）

1. 廃車承認申請書

助成事業より経過年数 5 年未満の車両の廃車→廃車承認申請書

2. 廃車届出書

助成事業より経過年数 5 年以上の車両の廃車→廃車届出書

(2) 車両は完全解体、永久抹消処理をし、下記いずれかの資料をご提出下さい。

<普通自動車の場合>

備考欄に[滅失・解体等]又は[永久抹消]と記されている運輸局発行の登録事項等証明書(写)

<軽自動車の場合>

【届出済[解体]】と記されている

軽自動車検査協会発行の登録事項等証明書(写)または自動車検査証返納証明書(写)

【届出済[解体]】と記載されていない場合は追加書類として

リサイクル券番号（移動報告番号）が確認できる使用済自動車引取証明書(写)

※ 承認、了承を受けた廃車となる車両は全て永久抹消し、完全解体を行って下さい。

※ 一時抹消の場合、再度手続きをお願いする事があります。

